

「環境アニメイテッドやお 楽しい環境活動支援金（環境保全活動支援事業）」 応募要綱

1. 事業実施目的

市民・事業者・教育機関・行政機関のパートナーシップによって、環境保全活動を推進するための協議会“環境アニメイテッドやお”（以下、当協議会）では、八尾市環境総合計画において望ましい環境像とした「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」を実現するための具体的な企画・活動を募集します。

本事業では、選考された企画・活動への金銭面での支援だけでなく、情報交換の場の提供や各分野からの助言などの多面的な支援を実施することを目的としています。

採択された団体は、当協議会の会員となり選考された企画・活動を当協議会が支援する活動として実施することとします。

2. 募集する活動

対象となる企画・活動は、八尾市環境総合計画に掲げる6つの目標達成に向けて取り組む内容であることを前提とし、「新規取組み部門」と「継続発展部門」の2部門のどちらかに分類されるものとします。

「新規取組み部門」では、当協議会に対して初めて提案いただく活動を支援し、八尾市内での環境活動の幅を広げることを目的としています。

「継続発展部門」では、過去にも本事業において採択された活動に対しても支援し、活動の継続と更なる発展を目的としています。

八尾市環境総合計画に掲げる6つの目標

- ★ 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち
- ★ 市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち
- ★ 快適で安らぎのある住みよいまち
- ★ 身近な自然を大切にし、育て、ふれあえるまち
- ★ 個性豊かな文化とふれあいのあるまち
- ★ 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち

※企画・活動は、採択された団体を中心となって企画運営を行うものであり、継続的に発展する可能性が見込めるものとします。

（過去の活動企画一覧は、市役所ホームページをご覧ください）

3. 支援対象団体

対象となる団体は、次の(1)～(5)の条件をすべて満たしていることとします。

- (1) 八尾市を中心に活動を行うこと。
- (2) 団体として継続的に事業が実施できる体制が整っていること。
- (3) 代表者が明らかであること。
- (4) 行政機関が、事務局等を担っていないこと。
- (5) 団体の構成員に、八尾市民または市内に勤務あるいは通学している者が含まれていること。

※下記のような団体や事業は対象となりません。

- (1) 政治活動を目的とする団体、事業
- (2) 選挙活動に関連する団体、事業
- (3) 宗教活動を目的とする団体、事業
- (4) 営利活動を目的とする団体、事業
- (5) 本支援金の他に、支援金や助成金等を受取って行う事業

4. 支援金額

支援する団体は選考によって選ばれた団体とし、支援金額は1団体にあたり20万円を上限とし、選考により決定します。なお、事業終了後、本支援金が余っている場合は、余剰分の支援金を速やかに当協議会に返還することとします。

【支援の対象となる経費】

支援の対象となる経費は支援対象となった企画・活動に必要であると当協議会が認めた経費のみとし、用途が不明確な経費や選考団体が行うその他の企画・活動に充てる経費は支援の対象外とします。

また、対象となる経費の項目に関しては別紙、申込書内予算計画書（様式第3号）に記載されている項目の通りとします。

5. 選考方法

申込書についての書類選考（1次選考）と、プレゼンテーション（2次選考）に基づき、選考委員が選考を行います。

○書類選考（1次選考）

下記の書類を提出していただき、事業内容等を選考いたします。

- ①楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③予算計画書・団体情報（様式第3号）
- ④自由記入欄（様式第4号）
- ⑤役員名簿

○プレゼンテーション（2次選考）

書類選考を通過した団体を対象とし、事業説明を行っていただきます。

・事業説明の方法としては、プロジェクターの使用や模造紙によるPRなど自由とします。

ただし、パワーポイントにより説明をされる場合は、プレゼンテーション開催の7日前までに、環境アニメイティッドやお事務局へデータをお送りいただきます。

6. 交付決定

2次選考を通過した団体には、「楽しい環境活動支援金 支援金給付決定通知書（様式第5号）」を送付し、結果通知後、所定の手続きを経て、支援金を給付します。

支援金の給付方法としては、口座への振込みのみとし、「支援金請求書（様式第6号）」を事務局へ送付し、事務局が確認した後、各市民団体などの口座へ振込みいたします。

なお、支援金の給付を受けた団体が、給付の対象である事業を変更もしくは中止したときには、「楽しい環境活動支援金 中止申請書（様式第10号）」を提出する必要があるため、給付した支援金については、返還していただく場合があります。

また、申請内容もしくは報告内容に虚偽の箇所や不適切な処理が行われていた場合には、給付した支援金を返還いただきます。

7. 事業報告

支援を受けた団体は、支援金を受けて行った活動報告をしていただく必要があります。

（1）中間報告

活動の内容については、毎月開催している環境アニメイティッドやお運営会議において、適宜経過報告を行うこととします。

（2）活動成果発表会での報告

平成26年2月下旬ごろに開催する成果発表会にて活動報告をしていただきます。

（3）事業報告書の提出

活動成果発表会にて報告いただく前（平成26年2月7日（金））までに、事業報告書を提出していただきます。ただし、活動成果発表会を受けて変更がある場合のみ訂正を認めます。その場合の最終締切りは平成26年2月28日（金）とします。必ず期限を守って提出してください。

<提出書類>

- ①楽しい環境活動支援金 事業報告書（様式第7号）
- ②事業成果報告書（様式第8号）
- ③収支決算書（様式第9号）

※提出していただく資料等は返還いたしません。

※提出していただく報告書の著作権は、当協議会に無償で譲渡するものとします。

※内容につきましては、ホームページ等に掲載し、公表する場合があります。

※成果発表会につきましては、後日お知らせしますので必ず出席してください。

8. 応募方法

（1）申込書の配布

各申込用紙は、市役所ホームページよりダウンロードできます。

また、八尾市環境保全課や各出張所等でも配布いたします。

<提出書類>

- ①楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③事業収支予算書・団体情報（様式第3号）
- ④自由記入欄（様式第4号）

⑤役員名簿

※提出していただく資料等は返還いたしません。

(2) 受付期間

平成 25 年 5 月 1 日（水）から平成 25 年 5 月 31 日（金）必着 ※土・日・祝を除く

(3) 受付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

申込書等に必要な事項を記入し押印した後、受付期間中に環境アニメイテッドやお事務局（八尾市環境保全課）へ郵送、または持参してください。（郵送の場合は、当日必着とします。）

加えて、電子メールでデータ送付又は、CD-ROM でのデータの提出をお願いします。（データ上では押印は不要です。）ファイル形式は Microsoft Office Word 2003 以上 2007 以下又は、PDF ファイル形式（Adobe Acrobat 7.0 Elements）をお願いします。

9. 提出先・問合せ先

環境アニメイテッドやお事務局（八尾市環境保全課）

〒581-0017 八尾市高美町 5-2-2

TEL : 0 7 2 - 9 2 4 - 9 3 5 9

FAX : 0 7 2 - 9 2 4 - 0 1 8 2

E-mail : hozen@city.yao.osaka.jp

